

令和8年度河川ごみ対策キックオフイベント開催事業委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度河川ごみ対策キックオフイベント開催事業委託業務

2 目的

本県の重要かつ喫緊の課題である海洋ごみ問題に対し、特に漂着ごみが著しい南予地域において、日本財団との連携によるオーシャンズX事業により重点回収を進めているところであり、今後は、陸域からの新たな海洋ごみの発生抑制に向けて、河川ごみのホットスポットが多い関係5市（松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、東温市）と県が連携して、対策を強化することとしている。そこで、流域自治体や企業・住民等を対象とした本イベントを契機として、河川ごみに対する県民の関心を喚起し、意識啓発や行動変容に繋げていくことを目的とする。

3 委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 委託の期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

5 業務の内容

(1) イベントの要件

ア 開催回数：中予（松山市、東温市）1回、東予（今治市、新居浜市）又は南予（宇和島市）いずれか1回の計2回

イ 開催時期：令和8年5月から8月の土日祝のいずれか

ウ 開催場所：日本財団・瀬戸内オーシャンズXによる『瀬戸内4県における河川流域大規模調査結果（令和2年実施）』を踏まえて選定し、発注者とあらかじめ協議の上、決定すること。

参照URL：<https://setouchi-oceansx-data-platform-beta1-naigai-map.hub.arcgis.com/>

エ 参加者：流域住民や地元企業・団体、学生・生徒等

オ 参加人数：各回100名から150名程度の確保に努めること。

(2) イベントの内容

ア 海洋ごみ・河川ごみ問題への理解を深め、行動変容を促すため、河川清掃と環境学習を組み合わせた内容とすること。

イ 河川清掃においては、参加者の年齢や体力に応じた作業区域や作業内容を設定するとともに、安全に清掃活動に参加できるよう作業用具等を準備すること。

ウ 環境学習においては、河川清掃で回収したごみを活用するなど、参加者の行動変容

に効果的な内容とすること。

エ イベント実施後に、参加者に対して満足度、行動変容等に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの具体的な内容は、発注者とあらかじめ協議の上、決定すること。

(3) イベントの告知・参加者の募集

ア 新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等により、効果的な広報・募集方法及び参加人数の確保等の方法について、提案すること。

イ 参加申込の受付、決定及び連絡を行うこと。

ウ 流域住民や地元企業・団体、若年層（学生・生徒）などから幅広く参加を募ること。

(4) イベントの運営

ア イベントを開催するために必要な会場借上げ、会場設営及び撤収、会場サイン、講師・現地スタッフの手配、当日受付（欠席者への対応を含む）、イベントの司会進行、進行管理、海岸清掃活動で回収したごみの処理等開催に係る一切の業務を行うこと。

なお、回収したごみの処理は開催市が対応することを想定しているが、関係市との調整は受託者が実施すること。

イ 参加者を対象とする傷害保険への加入や、熱中症対策など、参加者に対する安全・衛生面に十分注意すること。

ウ イベント開催当日、円滑な進行管理が出来るよう必要な現地スタッフを配置すること。

(5) 集合場所と清掃場所が離れている場合（概ね徒歩で10分以上）は、連絡バス等の手配について提案内容に含めること。

(6) 開催地において、地元自治体等に事前説明及び使用許可等の協議を行うこと。

(7) 雨天時の対応（実施日の振替を含む。）について提案内容に含めること。

(8) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

6 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

(3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できる画像データ及びイベント（各回）で回収されたごみの区分ごとの分量（重さ、袋数など）がわかる資料、事後アンケート結果を提出すること。

(4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協

議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に
応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、
県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

本業務において知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記
「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

その他詳細については、必要な都度、愛媛県と受託者で協議する。